

マリナタウン・リバーラガーデン I 棟インターホン設備更新工事 調達仕様書

1 調達の目的

マリナタウン・リバーラガーデン I 棟のインターホン設備は、2007 年 1 月に導入後、19 年を経過し、経年劣化に伴う機器故障の発生などにより運用に支障を来していること、また、現行システムは、インターホンを通じ管理センターにて住戸内火災・非常・ガスの警報が把握できないなど、住民の安心・安全に関わるサービス面が十分でないため、総合的に更新を行うものである。

2 調達の概要

調達範囲は、I 棟内の全戸に設置されたインターホン(室内・玄関ドア)、1 階ロビーのインターホン(南・北各 1 台)、必要な制御・通信装置及び管理センターの監視・管理用装置等の機器、及びこれら機器の取替工事、接続・試験、並びに消防等の各種申請書類の作成及び検査への現地立会対応、撤去品の産廃処理を行うものとする。

なお、I 棟内及び I 棟～管理センター間の通信線については、既存の通信線(メタル)を使用するため、調達範囲外とする。調達の内容、仕様及び数量は、表 1 のとおりとする。

3 工事期間

2026 年 10 月～12 月の予定とする。工事期間中(約 20 日)は、新旧インターホン併用できるよう対策を行うこととする。また、工事・切替に関する手順を記載した工程表を提出すること。

4 納品・支払条件

竣工検査合格後の翌月末日支払い。

5 調達参加資格要件

- (1) 消防施設工事業の建設業許可を有すること。
- (2) 納入するインターホン機器は、消防特例に適したインターホン工業会認定規格品とすること。マンションなど集合住宅向けの納入実績を有すること。

6 その他

- (1) 工事中に必要な電気・水道・トイレ・資材置き場の貸与に関する記載。
- (2) 住民の不在などによる工数の増加等に関する追加の工事費精算を行わない旨の記載。
- (3) 調達・工事実施に関する問い合わせ対応窓口の記載。
- (4) 瑕疵担保責任、機器毎の保証期間(2 年以上)、部品の供給期間(生産中止から 7 年以上)、及び機器故障など障害対応に関する要件の記載。

以上